

連合北海道札幌地区連合会／さっぽろ 労働相談センター  
札幌圏雇用センサス 2019年2月の相談状況

「今必要なのは職場被害の正確な把握、関係行政の強いリーダーシップと総行動」

1. 2019年2月相談概況

年 月 \ 項 目	相談者（人）	相談件数（件）	一人当たり相談件数（件）
2019年 2月	70人	99件	1.41件
2019年 1月	71人	96件	1.35件
2018年 2月	56人	78件	1.39件

- (1) 相談者の状況 資料-1 「2019年 雇用形態別 相談者数 月別集計」  
 資料-2 「2019年2月 相談件数 (雇用形態別)」  
 資料-3 「2019年2月 相談者数 (雇用形態・男女、業種別)」  
 資料-4 「2019年2月 相談件数 (業種別)」

【雇用形態別 相談者数・相談件数・1人当たり相談件数】

	男									
	社員	契約	パート	臨時 アルバイト	嘱託	季節	派遣	求職者	その他	
人数	49	4	1	5	0	0	1	0	1	
件数	73	5	2	7	0	0	1	0	1	
計	1.49	1.25	2.00	1.40	0	0	1.00	0	1.00	

	女									
	社員	契約	パート	臨時 アルバイト	嘱託	季節	派遣	求職者	その他	
人数	21	2	7	1	0	0	0	0	0	
件数	26	3	8	1	0	0	0	0	0	
計	1.24	1.50	1.14	1.00	0	0	0	0	0	

	男女									
	社員	契約	パート	臨時 アルバイト	嘱託	季節	派遣	求職者	その他	
人数	70	6	8	6	0	0	1	0	1	
件数	99	8	10	8	0	0	1	0	1	
計	1.41	1.33	1.25	1.33	0	0	1.00	0	1.00	

- ① 2月の相談者数は雇用形態別では正社員が（「社員」と同意、以下同じ）多くを占め48人に達しました。これに対して期限付き雇用契約社員（「契約、パート、

臨時・アルバイト、嘱託、季節、派遣」の総称、以下同じ)は22人でした。期限付き雇用契約社員の内訳は「契約」「パート」「臨時アルバイト」に集中しています。

相談件数は正社員71件(1.48件/1人)に対して期限付き雇用契約社員は28件(1.27件/1人)となり、正社員に集中しています。

相談者の男女別では男性49人に対して女性は21人です。相談者の内訳では、男性相談者の約8割が正社員です。男性相談者では正社員が圧倒的に多く一人当たり相談件数も1.54件と全数平均を上回っています。女性相談者では正社員と期限付き雇用契約社員が相談者数・相談件数ともほぼ同数となっています。

- ② 業種別相談状況では「卸・小売・飲食店」(15人・26件)、「その他サービス業」(15人・22件)、及び「医療・福祉・医薬品業」(13人・15件)からの相談が多く、以下の表のとおり全体の6割強を占めています。

【業種別・雇用形態別 相談者数/業種別相談件数】

	相談 人数計	社員	契約	パート	アル バイト	嘱託	季節	派遣	その他	相談 件数	1人/ 件数
A 農林漁業・協同組合	1	1								2	2.00
B 食品加工業											
C 鉱業											
D 建設・設計・重機業	5	4		1						8	1.60
E 製造業	5	2	1	1	1					6	1.20
F エネルギー・水道業											
G 通信・報道・IT業											
H 交通業	3	3								3	1.00
I 陸運・倉庫業	2	1	1							2	1.00
J 卸・小売業・飲食店	15	9	1	2	3					26	1.73
K 商品斡旋・リース業											
L 金融・保険・不動産業	2	2								2	1.00
M 医療・福祉・医薬品業	13	10		2				1		15	1.15
N ビル管理・警備業	2	1		1						4	2.00
O 労働者派遣業	4	4								6	1.50
P 教育・学校業	2	1	1							2	1.00
Q 会計・行政・法律事務所											
R その他サービス業	15	10	2	1	2					22	1.47
S 公務・公共サービス											
T 分類不能・その他	1								1	1	1.00
合計	70	48	6	8	6			1	1	99	1.41

「卸・小売・飲食店」から寄せられる相談内容は「賃金関係」、「労働契約関係」、「労働時間関係」及び「雇用関係」に集中しています。長時間労働に関わる相談

が賃金不払い・最低賃金違反・就業規則不利益変更を内容としてしています。

「その他サービス業」ではアミューズメント施設やリサイクル・レンタル業の職場及び総合印刷業からの相談が目立ちました。この業種では圧倒的に長時間労働に関わる相談が多く休日・休暇に加え有給休暇取得に関わる不利益が相談として寄せられています。

「医療・福祉・医薬品業」では「労働契約関係」の相談が多く就業規則の不利益変更や配転に関わる不利益についての相談、解雇の合理性に関わる相談が目立ちました。また、今月も介護事業所からの相談は多く、事業所の閉鎖・譲渡による労働者被害も寄せられています。

- (2) 相談項目について 資料-2 「2019年2月 相談件数 (雇用形態別)」  
資料-4 「2019年2月 相談件数 (業種別)」  
資料-5 「2019年・月別集計 相談件数 (相談項目別)」

寄せられた相談項目は次のとおりです。

「労働時間関係」	25 件 (年次有給休暇 14 件 休日・休暇 4 件 その他労働時間 4 件 週40時間・長時間労働 3 件)
「労働契約関係」	20 件 (就業規則・雇用契約 12 件 その他契約 7 件 配転・出向・転籍 1 件)
「雇用関係」	19 件 (解雇・退職強要・契約打切 15 件 合理化倒産閉鎖問題 3 件 休業補償 1 件)
「賃金関係」	15 件 (不払残業・割増未払 11 件 一時金諸手当 1 件 最低賃金 1 件 その他賃金 1 件 賃下げ 1 件)
「差別等」	6 件 (嫌がらせ・パワハラ 6 件 )
「保険・税」	3 件 (健保・年金 5 件 税金問題 1 件 その他保険・税 2 件)
「退職関係」	3 件 (退職金・退職手続 2 件 その他退職 1 件)
「その他」	3 件 (経営問題・労務管理 1 件 上記以外の相談 2 件)
「労働安全衛生」	3 件 (その他安全衛生 3 件 )
「労働組合関係」	2 件 (不当労働行為 1 件 労使関係 1 件 )
相談件数合計	99 件

「労働時間関係」、「労働契約関係」、「雇用関係」及び「賃金関係」の相談が全相談件数の約8割(79件)を占めました。年次有給休暇取得に関するトラブル、就業規則・雇用契約の内容不履行(事業主による)、合理性の無い解雇・雇止め及び残業手当の未払いについての相談が目立っています。年次有給休暇では有給休暇の取得妨害(皆勤手当カット・多忙を理由に拒否等)が圧倒的に多く、パートタイマー・アルバイトでは事業主からの「有給休暇は存在しない」という悪意ある周知が横行しています。就業規則・雇用契約の内容不履行では、採用時の条件と異なるという事例が増えており中途入社の子社員がターゲットになっています。

雇用関係では解雇・退職強要・契約打切に相談が集中し正社員・卸小売飲食店の分野から多く寄せられています。解雇に同意しないものには退職強要行為を継続す

るという強圧的なものが見立っています。

賃金関係では不払残業・割増未払が圧倒的に多く、タイムカード管理の端数切捨てや打刻後の延長勤務及び「風呂敷残業」と言われる内容が多く、被害者も正社員と中核的アルバイト等の職場リーダー的従業員に集中しています。

(3) 相談内容の違法状況について

資料-6	2019年2月	違法件数 (相談項目・雇用形態別)
資料-7	2019年	月別集計 違法件数 (相談項目別)
資料-8	2019年2月	違法件数 (業種別)

70人から寄せられた99件の相談中、違法と判断される項目は52件となっています。違法率は52.5%です。

【項目別違法件数の分布】

項目	違法件数	違法率	全相談件数
労働時間関係	18件	72.0%	25件
賃金関係	12件	80.0%	15件
労働契約関係	8件	40.0%	20件
雇用関係	8件	42.1%	19件
差別等	4件	66.7%	6件
退職関係	1件	33.3%	3件
労働組合関係	1件	50.0%	2件
安全衛生	0件	00.0%	3件
保険・税関係	0件	00.0%	3件
その他 (経営問題・労務管理)	0件	00.0%	3件
<b>総 数</b>	<b>52件</b>	<b>52.5%</b>	<b>99件</b>

「労働時間関係」及び「賃金関係」の相談の違法率が非常に高く相談を寄せた30人のうち20人は正社員男性です。また、賃金関係では不払残業・割増賃金について正社員8名(8件)・アルバイト3名(3件)から相談が寄せられ10件が法律違反の内容となっています。「労働契約関係」では「就業規則・雇用契約」に関する相談の違法率が50%と高く、「採用時の条件と異なる」、「就業規則の内容を会社が一方的に不利益変更する」及び「就業規則を開示しない」等の内容が寄せられています。

「雇用関係」の違反には解雇・雇止めを強要する、解雇に合理的内容が認められず又説明も不十分であるという内容が多く寄せられています。

2. 2019年2月の雇用情勢

2月の相談内容には法律違反のものが半数以上含まれており違法率は52.5%に達

しました。また、法律違反とされる相談内容のうち「労働時間関係」及び「賃金関係」の項目の違反率は極めて高く、その中でも「年次有給休暇」と「不払残業・割増賃金」に関する違反率は80%に達しています。国は昨年6月29日に成立した働き方改革関連法において「年次有給休暇」取得及び「残業時間の上限規制」を主要項目と位置付けています。そして2019年4月（残業時間の上限規制：中小企業は2020年4月）から施行するとしています。現状の違反実態からすればこの両項目の施行は極めて実現が危ぶまれるものです。

「労働契約関係」に関する違反内容をみれば就業規則の内容を適用しない、また一方的に不利益変更してしまうという事業主の存在が見られます。これらの事業主の姿勢からは働き方改革関連法案の主要項目である「同一労働同一賃金」の具体的施行策である「パートタイム・有期雇用労働法」の実現は極めて困難であると言わざるを得ません。

私たち労働者の立場から見れば、昨年6月29日に成立した働き方改革関連法の内容は大変に危険な内容です。この内容ですら、現在の職場内では定めた内容のまま施行されることが期待できないのが実態です。

まず、現在の職場実態を正確に把握し労働者被害の実態とその是正策を真剣に議論するという努力が必要です。その努力を呼び掛けるのが国の地方機関・自治体に求められます。今求められるのは働き方改革関連法施行に向けた関係行政の総行動でありリーダーシップです。

以 上